

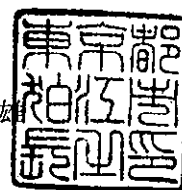


狛江市告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、調布都市計画高度地区の変更を決定したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年4月26日

狛江市長 松原 俊雄



- 1 都市計画の種類
調布都市計画高度地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
狛江市元和泉一丁目、東和泉一丁目、岩戸南一丁目、岩戸南二丁目、岩戸北一丁目及び東野川三丁目各地内
- 3 縦覧場所
狛江市役所都市建設部まちづくり推進課（5階）